

## 令和元年度第1回我孫子市特別職報酬等審議会 会議概要

1 会議名称	我孫子市特別職報酬等審議会
2 開催日時	令和元年10月11日（金）午後2時から
3 場所	議会棟第一委員会室
4 出席者	委員 真田委員、石井委員、岡田委員、小林委員、柴田委員、 田中委員、丹羽委員、増田委員 事務局 廣瀬部長、山田次長、鈴木課長補佐、高橋、松島
5 議題	(1) 市議会議員の期末手当年間支給月数改定（案）について (2) 常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定（案）について
6 公開非公開の別	公開
7 傍聴人	なし

### 8 会議の内容

事務局：ただ今より、我孫子市特別職報酬等審議会を開会いたします。会議に先立ちまして、本審議会の成立要件についてご報告いたします。審議会条例第6条第2項の規定により、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となります。本日は、委員8名全員のご出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。はじめに、諮問をしている市長から挨拶を申し上げるところですが、市長が別の公務により本日欠席させていただいておりますので、総務部長よりご挨拶を申し上げます。

#### — 総務部長から挨拶があった —

事務局：これより、議事の進行を会長にお願いします。

真田会長：それでは、次第に従って進めてまいりたいと思います。議題に入る前に市の財政・予算について事務局より説明をお願いします。

#### — 事務局より説明があった —

会長：ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

小林委員：自治体によって裕福な市町村もあれば厳しい市町村もあると思うのですが、我孫子市と他の自治体を比較する上で財政的な指標はありますか。

事務局：経常収支比率というものがあります。東葛6市で比較すると我孫子市は厳しい状況となっています。3か年平均で95%を超えており、県からも数値を下げるために今後どうするのかということで調査を受けています。

小林委員：人口が同じくらいの木更津市や成田市との比較はどうですか。比較するものもありますか。検討する上で、豊かさや貧しさを承知した上で議論を進めていくべきだと考えています。

事務局：財政力指数という指標があります。100を基準に下回れば普通交付税が国から交付され、100を上回れば交付されないというものです。我孫子市は交付され

ている団体であり、この交付税が交付されないと予算を組むことができない状況です。一方、成田市については、空港などもあり不交付団体で国からの交付がなくとも財政運営ができます。また、木更津市については、工業地帯やアクアラインなどにより税収も伸びているため、我孫子市と人口規模は同じでも状況は異なっています。

小林委員：そういうこと、我孫子市の財政状況も加味した上での今回の提案であるという認識でよろしいですか。

事務局：そうです。

会長：他にありませんか。

石井委員：資料にあります財政調整基金残高の推移と我孫子市の主な財政指標をみると平成21年から22年の間に数値が大きく変わっています。何か措置したのですか。

事務局：22年に国の政策が変わり、交付税が増えた時期がありました。交付税が多くなると経常的な歳入に影響するので、経常収支比率が大幅に下がったということになります。

石井委員：平成23年から平成24年の大きな変化は東日本大震災も関係しているのですか。

事務局：震災に伴って歳出も増えたのですが、我孫子市は被災地であり震災特別復興交付税というものが国から交付されました。

会長：他にありませんか。ないようでしたら、議題に入ります。議題の（1）及び（2）について事務局よりの説明を求めます。

## — 事務局より説明があった —

会長：ご意見やご質問はありますか。

小林委員：一般職は人件費の削減として給料の1.5%から3%を抑制していると資料にありますが、特別職はどうなのですか。

事務局：常勤特別職、議員とともに平成22年度から2%の削減をしています。今のところ今後もしていく予定です。

会長：他にありませんか。

丹羽委員：期末手当と勤勉手当について教えていただきたいです。

事務局：一般職は期末手当、勤勉手当が支給されます。常勤特別職と議員にとって勤勉手当は馴染まないので、一般職の期末手当と勤勉手当の率を合わせて期末手当として支給することになっています。

柴田委員：先ほど削減の話がありましたが、その削減された金額はどのように使われているのですか。

事務局：一般財源として使われています。

柴田委員：他市でも削減はしているのですか。

事務局：他市では見当たりません。

会長：他にありませんか。

柴田委員：市は財政的に困っている状況ですが何か対策をしているのですか。

事務局：全庁的な事業仕分けや各所属での事業の見直しを行ったりしています。

柴田委員：根本的なことを見直す時期に来ていると思います。市議会とかでも問題になっ

ているのでしょうか。

事務局：市議会でも市の内部でも財政状況が厳しいことは十分意識していて、現在企画課で総合計画を策定中ですが、その中でも見直しを進めているし、総務課でも人件費の削減に努めているところです。ただ、生活保護費などの扶助費がかなり伸びていているので、削減に努めていますが、やはり限界はあると思います。事業を絞れば済むというものではなく、必要な支出は行わなければなりません。企業誘致など増収に繋がる方針についても市で考えていますし、毎回市議会でも厳しい議論が行われています。全国ほとんどの団体の共通した課題となっている人口減という問題がありますから、我孫子市だけでは解決できないし、我孫子だけ増えれば良いというものではありません。大変難しい問題ですが、我々も市議会議員の1人ひとりも真剣に考えています。

柴田委員：東葛6市の中でも我孫子市は厳しい状況のようですがいかがですか。

事務局：少子高齢化等課題があると認識しています。人口が増えないことが歳入が増えない要因にもなっています。柏市や流山市はTXがあつたりして人口が増加していますが、我孫子市は開発する土地あまりないし、これまで開発を抑制する方針できているという経緯があります。

会長：他にありませんか。

増田委員：期末手当と勤勉手当について一般職への支給割合はどうなっていますか。常勤特別職の勤勉というのは一定程度理解できますが、議員の勤勉というのはどう判断すればよいのでしょうか。

事務局：一般職だけが期末手当と勤勉手當に分かれています。期末手当が2.6月分、勤勉手当が1.9月分で合わせて4.5月分になります。常勤特別職と議員には合わせたものを支給しようとするものです。

増田委員：議員の報酬の意味というのは、生活を保障しようとするものなのですか。勤勉手当を支給することが妥当なのか疑問です。また、政務活動費というのもも支給されていると思いますがいくらなのですか。

事務局：政務活動費は月2万5千円で年間30万円です。報酬は生活給ではなく議員活動に対しての対価と考えています。

増田委員：議員の中には他の報酬や給料がある人もいると思いますが、その割合は分かりますか。

事務局：把握していません。

増田委員：議員報酬の基準はありますか。以前課長補佐級の給料と聞いたことがあるような気がするのですが。議員報酬は何をもって妥当と考えれば良いのでしょうか。

事務局：他市との比較では通勤費の問題とか細かい違いがあり一概に比較することは難しい面もあります。

会長：財政が厳しい。その中で引き上げをしようとしている。根拠は人事院勧告という説明ですが、それ以外に引上げの理由はありますか。

事務局：一般職の職員について人事院勧告を考慮して勤勉手当を引き上げるということに準拠するということもあります、やはり他市と比較するとアンバランスとなっているので、それを解消しようとするものです。特に議員については、しばらく報酬も期末手当も引上げをしていませんので、均衡を考慮しています。

会長：報酬で言えば松戸市や柏市は、我孫子市よりかなり上回っています。足並みをそろえると言ってもかなり差があるようですが。

事務局：他市と比べて報酬等が低いので年収にかなり差が出ています。

会長：そうなると年収が分かる資料が必要ということになりますね。この表を見ると議員報酬については鎌ヶ谷など近隣市と比べるとそれ程変わらないけれども、常勤の特別職の給料は近隣市と比べてかなり低い状況です。あと、22年度から特別職も議員も本来の支給額から2%削減された額を支給されている訳ですね。そうすると、期末手当の額にも当然影響が出てくるので、今回の期末手当の引上げはやむを得ないと思います。22年度から2%削減というのは今年度で10年になりますが、これは議会で決定するのですか。

事務局：条例を市長が提案し、議会で可決されると実施されるということになります。

会長：厳しい財政状況の中で一般職の職員も削減されているということですが、ずっと継続されていくのか、将来的に削減を廃止するに当たって何か指標というものがあるのでしょうか。

事務局：一般職については国家公務員の給料と比較するラスパイレス指数というものがあります。国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給与水準を職員構成が国と同一であると仮定して算出するもので、ラスパイレス指数が100になれば国と同じということになります。我孫子市は平成30年度は100.8となっています。この指数が100になるまでという目途はあります。

会長：我孫子市の給料が高いということですか。

事務局：そうですね。我孫子市では国と異なる独自の給料表を平成26年度まで使っていましたので、一時期かなり高かったのですが、給料表を見直し、27年度に国の給料表に移行してかなり下げました。ただその時に給料が減額されることとなるので激変緩和措置を実施していました、この措置が残っているのでまだ国より高くなっています。国と市では職員構成も異なりますので、ラスパイレス指数は単純な比較とはなりませんが100に限りなく近づけることを目標としています。財政状況、社会情勢といったことを総合的に勘案して、削減を続けるかどうか慎重に決定することとなります。

会長：他はいかがでしょうか。

小林委員：可能であればということでお話させていただきますが、これまでの議論の中、財政のこともある、人口減少のこともある、また他市との均衡だったり、人事院勧告のこともある、これらを総合的に考慮して判断しなければならない訳ですが、大事なことは市民が納得することだと思います。それは、我孫子市の特殊性というものを考えるべきだと思います。それはやはり財政状況です。諮問に対しての答申の中で議員定数の削減という意見を入れられませんか。

事務局：意見を添えることは可能です。議決権限は議会が持っていますし、審議会への諮問は市長が行いますが、審議会に諮ることについては議会運営委員会でも決定されています。また、他市との比較もありますが、審議会は市民感覚を取り入れるということが重要です。審議会としての意見とするか、委員個人の発言としての意見とするかで答申への書き方は変わります。

岡田委員：私も同様に議員定数の削減は必要と考えています。また、意見として答申に加えることは必要と思います。

田中委員：私も賛成です。現在、民生費が46.8%ですけれど、これから50%を超えることになるのではないかと思います。高齢者も増えますし生活保護の方も増えますし、その中で削減できるところを考えたときに議員定数かなと思います。

会長：議員定数は今24人ですか。その定数を減らしたいということですね。議会でも何度か議論はされているみたいですが。今3人の方から意見がありました。それでは、審査会としての意見とするためここで採決したいと思いますがよろしいでしょうか。  
—了承の声有り—

会長：それでは採決します。

審査会として市議会議員の定数を削減することを審査会の意見として答申に加えることに賛成の方は挙手を願います。

会長：5人の方が挙手されました。過半数を超えていいますので、審議会として市議会議員の定数を削減するという意見を添えて答申することとします。

会長：続いて本題の諮問の採決に入ってよろしいですか。

丹羽委員：その前に、この資料なんですが、一般職についてはこれまで人事院勧告に従って推移してきたということですか。

事務局：必ず従わなければならないということではありませんが、これまで人事院勧告に従って国が改正する場合には、市としても同様に人事院勧告に従ってきました。

丹羽委員：特別職についてはこういった審議会を通してということになるのですか。

事務局：特別職については審議会に諮問する市もあれば審議案件とならない市もあります。手元の資料にある近隣市については報酬は審議することとなっていますが、期末手当は審議の対象となっていません。全国的にもおそらくそういう自治体の方が多いと思われますが、我孫子市に関しては、期末手当についても審議会に諮った上、その答申を尊重して議案としてきました。

丹羽委員：一般職が人事院勧告に従って期末勤勉手当が改定されてきたから特別職も期末手当を改定するというこの単純な流れは、違和感があるのですが。決して声高に反対するという訳ではありませんが、文言に関していささか違和感を感じます。

会長：言葉の問題ということですか。

丹羽委員：というか、流れですね。一般職の勤勉手当の数字分を特別職の期末手当分として単純に増やしてというのはちょっとと思ってしまいます。

会長：他にありませんか。ないようですので採決を行います。

議題（1）市議会議員の期末手当年間支給月数改定（案）について賛成の方は挙手を願います。

会長：過半数を超えていいますので原案どおり承認し、市長に答申することに決定しました。

会長：次に、議題（2）常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定（案）について賛成の方は挙手を願います。

会長：過半数を超えていいますので原案のとおり答申することに決定しました。

会長：議題以外で何かご意見ご質問等はありませんか。ないようすで以上で我孫子市特別職報酬等審議会を終了いたします。



令和元年10月11日

我孫子市長 星野順一郎様

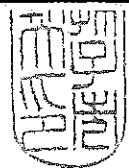
我孫子市特別職報酬等審議会  
会長 眞田尊光



市議会議員及び常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定について（答申）

令和元年10月3日付け総務第748号により諮問のありました市議会議員及び常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定について、慎重に審議した結果、妥当と認めます。

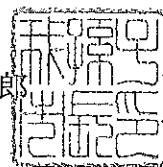
なお、答申に当たり、市議会議員の定数の削減を推進することについて意見がありましたので、申し添えます。



総務第748号  
令和元年10月3日

我孫子市特別職報酬等審議会  
会長 真田尊光様

我孫子市長 星野順一郎



市議会議員及び常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定について  
(諮問)

のことについて、別紙案のとおり改定いたしました。

## 市議会議員の期末手当年間支給月数改定（案）

- 人事院勧告による一般職の職員の勤勉手当の引上げ（平成30年度0.05月分、令和元年度0.05月分）を考慮し、市議会議員の期末手当の支給月数を今年度分から0.1月分引き上げ、4.35月分とする。
- 令和元年度は12月期に0.1月分を加算し、令和2年度は年間4.35月分を標準化し、6月期及び12月期ともに2.175月分とする。

	6月期	12月期	合計月数
令和元年度 期末手当	支給済 2.05月	改定前 2.20月 改定後 2.30月	改定前 4.25月 改定後 4.35月
令和2年度 期末手当	改定後 2.175月	改定後 2.175月	改定後 4.35月

## 常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定（案）

- 人事院勧告による一般職の職員の勤勉手当の引上げ（平成30年度0.05月分、令和元年度0.05月分）を考慮し、常勤の特別職の期末手当の支給月数を今年度分から0.1月分引き上げ、4.45月分とする。
- 令和元年度は12月期に0.1月分を加算し、令和2年度は年間4.45月分を標準化し、6月期及び12月期ともに2.225月分とする。

	6月期	12月期	合計月数
令和元年度 期末手当	支給済 2.175 月	改定前 2.175 月 改定後 2.275 月	改定前 4.35 月 改定後 4.45 月
令和2年度 期末手当	改定後 2.225 月	改定後 2.225 月	改定後 4.45 月